

## 令和5年度 松江市小規模企業者支援事業補助金 募集要領

この制度は、市内の小規模企業者が、工作機械等の導入に必要な費用の一部を補助することにより、地域経済や雇用を支える小規模企業者の持続的な発展を図るためのものです。

### 1 補助対象事業

市内で製造業（※1）を主たる事業として営む小規模事業者（※2）が新規受注、生産性の向上及び維持等に必要な工作機械等の取得及び更新並びに補修を行う事業。

※1 製造業…「日本標準産業分類」（平成25年10月改定）に定める製造業を主たる事業として営んでいることが必要。

※2 小規模企業者…常時使用する従業員の数が20名以下（製造業）の事業者

中小企業基本法上の「常時使用する従業員」とは、「労働基準法第20条の規定に基づく予め解雇の予告を必要とする者と解されます。従って、正規社員以外のパート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者であっても、含まれる場合があります。

### 2 補助対象経費

1台あたり10万円以上の工作機械等の取得及び更新並びに補修に要する経費

注) この補助金と同様の趣旨の他の補助金等の交付を受けている場合は、本補助金を重複して受けることはできません。

### 3 補助率又は上限金額について

- (1) 補助対象経費（複数の事業に該当する場合は、当該事業に係る補助対象経費の額の合計額）の3分の2以内の額（1,000円未満切捨て）
- (2) 1年度1社当たり上限30万円とします。

### 4 補助対象者

- (1) 市内に事業所を有する製造業を主たる事業として営む小規模企業者
- (2) 補助事業の完了時に、松江市税の滞納がないこと

### 5 申請の方法

- (1) 募集期間等

令和5年4月1日から随時募集し、内容を審査します。補助金額については予算の範囲内で交付します。

- (2) 補助金交付要綱、申請様式等については、松江市HPからダウンロードできます。

- (3) 申請時の提出物は下記のとおりです。

- ①補助金等交付申請書（様式第1号）
- ②事業計画書（別紙1）
- ③直近2期分の決算書の写し

(4) 提出先

松江市役所 産業経済部 まつえ産業支援センター  
〒690-0816 松江市北陵町1番地 テクノアークしまね内  
電話 0852-60-7101 FAX 0852-25-0300  
[E-mail:misc-hojokin@city.matsue.lg.jp](mailto:misc-hojokin@city.matsue.lg.jp)

6 申請後の流れ

(1) 「交付決定通知（様式第2号）」：松江市→申請人（補助事業者）

(2) 「着手届（様式第4号）」：申請人（補助事業者）→松江市  
※交付決定後、速やかに提出してください。

(3) 「完了届（様式第4号）」：申請人（補助事業者）→松江市  
※全ての事業（経費の精算、事務手続き等）が完了した後に提出してください。

(4) 「実績報告書（様式第5号）」：申請人（補助事業者）→松江市  
①事業報告書（別紙3）  
②補助対象経費に係る請求明細の分かるもの  
③領収書等補助対象経費の支払いが分かるもの  
※対象経費に消費税等は含まれません。税抜き金額が判明するものを提出して下さい。  
④市税に滞納がないことが分かる証明書（完納証明書又は滞納なし証明書）

(5) 「確定通知書（様式第6号）」：松江市→申請人（補助事業者）

(6) 「交付請求書（様式第7号）」及び「口座振替依頼書（様式第9号の3）」  
：申請人（補助事業者）→松江市

(7) 補助金の交付：松江市→申請人（補助事業者）

7 その他

補助事業完了後、アンケートにご協力ください。  
今後の予算要求や事業の見直しに向け、効果の把握は重要な位置付けとなります。  
簡単なアンケート形式によるものですので、支障のない範囲でのご協力をお願いします。